

平成 21 年 1 月 20 日 文教常任委員会

此村委員

私の方からは、県立高校の 11 万人の方の個人情報が流出したと。この件について質問させていただきたいと思います。

まず、今日の神奈川新聞を見ますと、見出しで「中退や生活保護も」と「県教委、数十人分を確認」ということで、昨年 11 月に起こってから、何か情報が、こういうことがあって、こういうことがあってと小出しじゃないんですが、こういうふうに出てくるんですね。

例えば、今回この新聞記事等によりますと、中退者や生活保護等に関するという書き方になっているんですが、これについて、こういうものはきちんとやっぱりこういった常任委員会で報告がなされるべき問題だろうというふうに思いますが、この辺の事実関係等を簡潔に、明快にちょっとお聞かせをさせていただきたいと思います。

教育財務課長

本日の神奈川新聞に、委員お話しになったことが出ておりました。

11 月に 2,000 人の情報が流出したときに、中身といたしまして氏名とか口座情報とともに、授業料の口座振替システムをやっていますので、一たん登録しますとそのまま全部引き落としになるということで、例えば転入とか編入とか退学とか減免されている方につきましては、一定のそういうデータの修正をいたしませんと、ずっと引き落としをされるということで、このときにもたしかそういう形での、いわゆる転入とか免除の異動情報ということでちょっと御説明をさせていただいております。これは記者発表のときにも、そういうふうな形でお話を実はさせていただいたところなのですが、これはたまたま昨日ちょっと取材がございまして、お話をさせていただいたと。

中身なんですが、先ほど言いましたようにそういうふうなデータ修正をいたします。通常ですとデータ修正というのは学校で行います。ただ、いろいろとシステムの具合で、学校でデータ修正できないときには、教育財務課の方に連絡がございまして、私どもの方がシステムの保守会社であります IBM の方に連絡すると。

出た中身といたしましては、例えば今申しましたデータ修正を行う作業のメモ。例えばデータとしては、だれそれについてどういう情報を入力いたしますとか、だれそれに編入とか退学とか免除というふうな項目を入れてくださいというのをメモいたしまして、IBM の方でそういう作業をします。そういうメモと作業結果のデータが今回 2,000 人の情報の中にもあったというふうな中身でございまして。

この情報でございましてけれども、今言いましたメモとデータということで、例えば、だれそれという者の退学とか編入、あとは、だれそれという名前で、免除ですと全とか半とか、そういうふうなことが書いてあるようなデータということでございまして、それだけ見て直ちに新聞に載っておりますような生活保護であるとか、そういうふうなことが分かるような情報ではございません。

ただ、一応そういうふうな中身でございまして、前回の 2,000 人の個人情報の流出ということでお話しさせていただいたところでございまして。

此村委員

今後またさらに事実関係として、今度はこういうこともあったよ、ああいうこともあったよというようなことは、今、我々は皆さんの簡単な報告と新聞の詳しい情報とによってしか知り得ないんですが、ここでまだ出ていなかったことで、これ以上何かありますか。

教育財務課長

今回の11万人の、これはいわゆる授業料口座情報ということになっています。これがもうすべてでございますので、原則的にすべて私どもが持っております当時IBMの方のパソコンにあった個人情報も全部出ておりますので、これ以上のものはないということでございます。

此村委員

なぜ申し上げたかといいますと、漏れた内容が、学校、課程、学科コード、郵便番号、住所、氏名、電話番号、口座番号、こういう形で漏れたと。それで、口座番号については、いろいろと何とか変えられたら変えてくださいというようなことも言っているんですが、さらにその上に今度、じゃ、生活保護や中退者もというような、こうなってくるとますます高校生本人並びに御家族は不安を持つということなんですよ。

だから、後からどんどんまた出てくると、まだこれから出てくるのではないかという、こういう不安をきちんとやっぱり断ち切らなければならないということで申し上げたわけでございますが、それで、今まで対応として、何か口座番号をできたら変えてくださいみたいなことでやっているんですが、極めて皆さん冷静にやっているんですね。

これをできるだけ皆さんは沈静化して、逆に問題を大きくしないで、それでなおかつ、それによる広がりも少なくしたいという思いは分かりますが、しかし、11万人のこういった情報が流れたということは、いろんなことが想定されるわけですよ。

口座で、そこからどこかで引き落とされるということは、ちょっとこれは常識で考えたって、銀行の担当者じゃなくたって、それは簡単には引き落とされないというのは分かっているんです。そんなことは分かっているんですが、高校生の子供がいる家の電話番号、住所とか、それによって、例えば今はやりの振り込め詐欺の犯人が何かこれを利用するとか、それからちょっと迷惑なんです、ダイレクトメールだとか電話だとかがばんばん来るとか、そういったことの方が非常に大きいんだと思うんですよ。

振り込め詐欺とかそういうのは確かに被害なんです、ダイレクトメールとかそういうものが被害と言っているのかどうかは分かりませんが、でも多くの方はわずらわしい。家に帰ると、郵便受けを見ますと、ばさっと何かダイレクトメールが入っていて、封筒を切るのもわずらわしいような状況もあるわけでありまして、こういった問題について、どのように対応するのか。

じゃ、口座番号を変えてくださいと、これはいいですよ。でもそれだけでいいんですかと。かといって、また大げさにやる必要ももちろんないという立場は分かるんです。できるだけ大げさにしないようにしながら。しかし、やっぱり何かの被害があったり、迷惑を感じられる人が出てくるということは現実でありますから、やっぱりあらゆる可能性を考えて、そういう場合はこうしてください、また、こういうふうに手を打ちますというようなことをきちんとやっぱり考えておく必要があるのではないかと。こういうように思うんですが、いかがでしょうか。

教育財務課長

委員お話しのとおり、やはり今回、口座情報だけではなくていろんな情報が出ているということで、いろいろと出られた方、御不安なんだろうと思っております。

今、委員おっしゃいましたように口座情報につきましては、これはやはり私どもの方も口座だけでは直ちに何ら問題はないというふうなことも思っておりますし、これは金融機関においてもそういうような話もございますので、こういうことについては、お問い合わせがある方についてはそういう話をさせていただいております。

ただ、もちろんそれで万全ということではございませんので、当然口座なんかの不審なことがあった場合には御連絡いただきたいとか、また当然、一番望ましいのは変えていただくということですから、いろいろと大変かもしれませんが、万全を期してそういうことも御変更いただきたいということもお話しさせていただいております。

ただ、当然それだけではございませんで、委員のお話にありましたように、いわゆる名前と電話番号が出ているということで、正にそういうふうな形での振り込み詐欺などに使われることも多かろうと思っております。これは、いろいろとそういうふうなことで、何が起こるか分からないということで、やっぱり不審なお問い合わせについては是非注意していただきたいというようなことをさせていただいております。これは当然、今回新たに流出が確認されましたので、そういうものにつきましても、特に不審な電話等について、より注意をしていただくとか、また実際、今、電話で問い合わせのある方につきましては、当然聞かれた方ではなくて、御家族の方にもそういうような話をしてくださいということもお話しさせていただいております。

また、ダイレクトメールにつきましては、これはどちらかという迷惑的なものだと思いますが、これなどにつきましても、今後そういうふうなものもおそれがあるということでの話ということで、これにつきましては、いかにせんダイレクトメールを減らすということではできませんが、十分その対応をしっかりといただくとか、安易に惑わされないような形というのにも必要だと思いますので、そういうことのおそれもあるというふうなこともお話しさせていただいております。当然あらゆることが考えられますので、今、電話相談なんかではそういうことをやらせていただいておりますが、今度は 11 万人について、現在、通知を出すということで I B M にいろいろと印刷等々の指示をしておりますけれども、内容につきましては今おっしゃったような中身も十分織り込みまして、極力皆さんの不安がなくなるような形での適切な内容を書いたものにしたいと、そういうふうに考えております。

此村委員

これはもう是非やっていただかないと、不審に思った人は振り込み詐欺にかからないんですよ。だから、あらかじめそういうことがありますよということを言っておいて、はじめて不審に思ったり注意をするわけですから、あらゆる可能性等について、やっぱり相手に伝えられる部分は伝えると。それで注意を喚起することと、やっぱり県がきちんと対応するということは、今、高校受検の時期でしょう。私たちは今、地域で中学校の主催の P T A の会合やいろんな会合で、とにかく県立高校は活力と多様な県立高校を目指して頑張っているんだから、特に私、川崎だから、私立高校に行く人が多いものですから、県立高校をみんな受けてくださいよと一生懸命やっているのに、こんな事件が起こると、やっぱり県立高校なんか行けるかよと、こういう話になるわけですから、やっぱりきちんとした対応を是非お願いをしたいと思うんです。

それで今度、次に出すときにきちんと 11 万人の家族の人たちにも、可能な限りの注意の喚起を促すと。こういうことでお願いしたいと思うんですが、それで今回、事件が起こったということですが、2007 年に愛媛県の方で、やっぱり住基ネットから個人情報が出たということで、自治体の業務委託のガイドラインを総務省が作成して渡してあると。こういうことなんですが、このガイドラインは当然御存じだと思うんですが、このガイドラインにちゃんと沿ってやっていたんですか。

要するに、やっていて起こったならガイドラインに問題があるんだろうし、そういうふうにやっていなければやっていないで、これは問題なわけですが、どうなんですか。

教育財務課長

委員お話しの総務省のガイドラインということですが、これは県のいわゆる情報セクションの方で個人情報の取扱基準というものに織り込まれているというふうに承知しております。私どもは、そういう中身でいろいろと個人情報に係るものということで、今回の契約も、一応内容的には適しているというふうに思っております。

ただ、その内容の中で、例えば情報の消去をうたわれているというふうなことがありますけれども、実際その報告の中身として報告は来ているものなのですが、IBMの方でも実際に更なる確認を行うというような面があったというようなことがございます。

ですから一応、県としてのいわゆる所定の取扱いはしているというところではありますが、ただ、それを更なる確認というところ、当然IBMもできていないのですが、私どもも更なるところできていなかったというふうなことが、今回の敗因に至っているというふうな認識をしております。

此村委員

何か責めるみたいになって申し訳ないんだけど、要するにガイドラインに沿ってやっていたらこうなったのか、ガイドラインに書いてあることをちゃんと守っても、かつ、こういうふうになったのか。やっぱりガイドラインに書いてあったけれども、この辺は抜けたなといった部分があるのか。どっちですか。

教育財務課長

ガイドラインということ、ちょっとすみません、それを盛り込んだ県の委託事務ということでお答えさせていただきますけれども、その形に一応適した形の対応はさせていただいているということがございます。

ただ、適しているというのは、いわゆる形式的な部分もございますので、だから例えばそういうことを相手側に遵守させるときに、どこまでやったかというところは怠っていた部分もあろうかと思っております。

此村委員

国の方も、このガイドラインが完ぺきでなかったから、さらにまたガイドラインをきちんと詰め直して再点検をするんだと、こう言っていますから、皆さんは前のガイドラインに沿ってやっていて、こういうふうになったんだろうというふうに信じたいというふうに思っておりますが、いずれにいたしましてもガイドラインというのはあくまでもガイドラインであって、最低ラインなわけですから、そこからさらに、それぞれの個々がもっとやっぱり厳しく対処しなければならない、やらなければならないということです。やっぱり、きちんと神奈川県は、ほかで起こっても神奈川県は起こらないというぐらいのものをつくっていく必要があるということをして是非心得ていただければ有り難いなど、このように思っております。

次に、それでは今回起こったことに対して、1月8日の記者発表資料というものを頂いているんですが、その中に、どういったものが流出しましたよと、県の対応としては相談窓口の継続設置と保護者等への通知、個人情報流出を規制する法制化の国への要望、それから日本IBMへの要請と、こう出ているんですが、肝心の神奈川県として、県教委として何をやるのかということがここに書いていないんですが、何かやっているんだろうとは思いますが、何をやるんでしょうか。

教育財務課長

まずもって、今回流出の事故がございましたので、当然のことながら、まず一つ、中での再発防止の徹底というのがございます。あと、今回のものは大切な生徒、保護者の情報

が流出したということで、先ほどもちょっとお話しいたしましたが、いかにしてそういうものについて生徒、保護者の方におわびを申し上げつつ、また誠意ある対応をするというふうに考えておりました、相談窓口につきましても、これはいわゆる生の声でやらせていただくという分でございますので、そういったことでもお話しさせていただいておりますけれども、もちろん今、先ほど言いましたようにいろんな誠意ある対応の中の一つとして、やはり今回のおわびと内容を早期に皆さんに伝えたいということでの準備をさせていただいております。

やはり今回の件を糧にして、再発防止、この再発防止がやはり保護者とか生徒、県民の方の信頼を回復する第一でございますから、それはきちんとやるということと、やはり今回のことに基づいた県の適切な対応をお示しすることが大切と考えまして、記者発表では今日みたいに端的に書いてしまいましたけれども、内容としてはそういうような気持ちを持って今対応させていただいているというところでございます。

此村委員

いずれにいたしましても、やることは、とにかく流出をされてしまった生徒、家族に対しての被害が出ないように、不安を解消するということと、それから再発防止をどうするか、こういうことだと思うんです。

それから、再発防止をするためにどうするか、こういうことがここには書いていないじゃないのと、こういうことであって、肝心なところはね、だから、これは恐らく書いていなくても、たまたまそのときは書かなかった、でもやっているんだよと、こういうことだろうというふうに思いますが、先ほども国松委員からの質問も出ておりましたけれども、再発防止のために何をやるのか、もう一回お聞かせいただきたいと思います。

教育財務課長

流出を起こさないための再発防止ということで、一つは、いわゆる委託した者に対して、今回情報の消去ができなかったということもございましたので、これは既に9月の段階でIBMに対しましてのデータ取扱い等々についての徹底、また、そういうデータ収集の確実な記録というふうな形での徹底を図るとともに、これはまた県が現在行っておりますデータの保持につきましては、先ほどお答えさせていただきましたけれども、やはりデータを取り扱う場所等の徹底をすることがやはり一番であろうということ踏まえまして、現在、教育財務課の中で一定の場所での作業をさせているということでございます。

あと、これは県全体の中で、11月18日付けで県民部長とIT担当部長の方から個人情報取扱いに関する通知というものが出されておりました、この中で7項目自主点検をするようにということで来ておりましたので、これにつきまして、例えば委託業務が終了した段階での個人情報の返還等々の確認とか、例えば代理店が行う場合の相手先での情報保護の徹底と、こういうものもございますので、こういうふうなものにつきましても確実にやらせていただきたいというところでございます。

いずれにいたしましても、こういう基本的なものの積み上げから再発防止は進むのかなと思っておりました、まずさっき言いましたようにIBMへの徹底、あと県での徹底、あと全体での取扱いというふうな形での対応をさせていただくというところでございます。

此村委員

これは県教委だけではなくて神奈川県、県庁全体の問題でもあるわけで、今、答弁になった項目も含めていろいろやりますよと、こういうことですが、まさか課長お一人でやるわけじゃないでしょうが、どういう組織でやるんですか。

これはきちんとこれだけの、例えば11万人ですが、これは毎年恐らくこの3分の1が

入れ替わって、新しい名簿が来てということで、ずっと続いていくわけですし、恐らく個人情報というのは、もっとほかに、県庁舎の皆さんも個人情報はあるでしょうし、それから県税に係る県民の皆さんの様々な情報もある。いろんな情報があるわけで、これはきちんとやっぴりやらないといけないんですが、どういう組織で、いつから検討して、そうしていつまでにきちんとした対応をするのか。

教育財務課長

委員のお話、もしかしたら教育委員会全体のお話かもしれませんが、まず一応、今回の当事者ということで、教育財務課ということでお答えさせていただきます。

当然、今、通常の業務のラインがございます。当然、そういう業務を超えて課の中で、私とか、いわゆる課長があと2人おりますので、業務という面ではなくて、そういう観点での見直しと。先ほど申し上げましたことは、もう既にやるということで行っております。だから今後ともそういうことが永久に必要だと思っておりますので、これにつきましては単に業務ラインだけではなくて課の中でも適切な対応の中で確実にやっていきたいと思っております。

先ほど言いましたことは、もう既にやらせていただいていることは、御承知おきいただきたいと思っております。

此村委員

いずれにしても、例えば業務委託の基準の見直し、これはもうちゃんとやっているんですか。

それと対応マニュアルもちゃんと検討しているんですか。

教育財務課長

一応現在、保守委託をやっておりまして、これはつきましては、いわゆる全庁のやつは今、情報所管等で検討されているというのを聞いておりますが、当然私どもも来年度に向けて、既に今やっている中身は幾つかもう見直しをしておりますけれども、当然のことながら、より良いものにしたいということを考えていまして、来年度に向けて既にそういうふうな見直し等々はやっております。当然来年度の委託の手法の中で取り組めるものはしたいと、こういうふうな形で進めておるところでございます。

此村委員

やっているということは分かりましたよ。要するに聞いているのは、どういう組織でやって、いつまでに結論を出すように取り組んでいるのかと、こういうことです。

企画調整課長

全庁的なセキュリティにつきましては、全庁的な組織で情報化推進調整会議という会議があるんですが、そこが今回そういうセキュリティの問題を検討し、また基準の見直し等をしております。今、今回の事件を受けて、少し運用面での進め方等をそれぞれに検討していただいているというふうに聞いておりますので、それも受けながら我々のべきことをやっていきたいと、そういうふうと考えております。

此村委員

その組織、どういう組織ですか。ちゃんとこの課題を受けて、この課題だけなのか分かりませんが、この課題と、それを受けて全庁的に、さらに予備的にほかの分野も含めて、きちんとこういうふうに行っていますよと。じゃ、いつまでに皆さんに、要するに、なぜ

こういうことが大事かという、さっきも申し上げたように11万人の本人並びに家族が不安を持っている。それとまた、県立高校がこんなずさんな管理しかしていないのかという、県民がこれから県立高校を目指そうか、目指さないかというような中で、きちんと神奈川県ではこういうふうになっていますよと、県立高校もこういうふうにはやっていますよということを、県民に安心をしてもらうということをアピールしなければ駄目でしょう。

だから、こういう組織でこういうことをやって、いつまでにちゃんと結論を出しますから御安心くださいと。こういうことをやっばり皆さんはアピールをする、訴える責任があるだろうということで申し上げたんです。

副教育局長

今回の授業料の徴収システムにより11万人の県民の方に御迷惑をおかけしたこと、誠に申し訳なく思います。

今回の1月の件につきましても、早速、総務部そして県民部と連携し、国に対して法制度でどういうことができるかということ、これもお願いして検討もしているところでございます。また、私どもが第一責任者でございますので、そういった意味では、先ほど企画調整課長からも答弁がありましたように情報化推進調整会議、いわゆるこちらはこういった情報をきちんと管理するための、また別の意味で事故防止という組織でございます。そういうところに改めて私の方から、この件に関してきちんと対応するということについて議論をしていただくようにと。

そして、いつまでということも改めて私の方から再度確認をしつつ、速やかな対応をしていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

此村委員

もう一回ちょっと細かいんだけど、事故防止って広く積み上げているんだけど、その事故防止の中身は何ですか。いろいろとあるでしょう。例えば業務委託の基準の見直し、それから、こういったことが起こったときの対応マニュアルとかということですか。それと、事故防止という漠然としたものではなくて、何と何をやりますよと。まず我々県議会に分かりやすく、県民にまた安心をしてもらえるような、やっばりきちんと答弁をしてもらわないといけないと思うんですけども。

副教育局長

事故防止ということで抽象的なお話をさせていただきました。

今回、まず委託契約そもそもの在り方、それに対する県としての責任、管理の仕方、こういうことがどういうふうに流れていくかということ。現行の中でできなければ、それはきちんと見直す。そういった中で今回事故が起きたわけですから、今回の事故を基に、何が足りなかったのか、改めてここを一つ一つ検証し、何をすべきかということについて、技術的な面、法制的な面も含めて、改めてそういった全庁的な中で速やかに検討していただくように改めて私の方から、関係の所管のところへ伝えて、私どもも一緒になって検討してまいりたいと。

此村委員

要するにこういった事故が起こらないという、情報化推進調整会議ですか、そういう問題でしょう。それと、そういう何かハード的というか、そういう面と、こういった事件が起こったときにどう対応しますかという、そういう面もあるでしょう。それは、その会議でやるんですか。

副教育局長

今回の事故そのものは、今まで想定もできなかったものでございます。そうした中で、いわゆる事故防止でやるのか、また高度情報化でやるのか、様々な問題があると思います。そこも改めて含めて、どういった形で事故を防ぐ、そして、防ぐためのマニュアルをどこでどう作成するか。これについても、そういった中でどうするかも含めて検討させていただきたいと思っております。

此村委員

要するに、だれがそれを検討するんですか。

副教育局長

事故防止の組織は総務部にあります。また、情報化推進調整会議も両方とも総務部で持っているところがございますので、そういった所管部局のある総務部の方へ私の方からお話をさせていただく。

また、個人情報保護ということ、情報ということであれば、これは県民部の方にもかかってまいりますので、そういった意味での広い観点から県庁全体を所管するところへ私の方から改めてお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

此村委員

県民部であり総務部である。それぞれ個々に、タコ足じゃあるまいし、ばらばらに検討してもらいますということではなくて、私はとにかく最初から申し上げたいことは、県庁で、全庁組織でそういうことをやるぐらいの問題ではありませんかということをお願いしているんですよ。

この問題は県民部の問題です。この問題は総務部の問題です。今回の事件が起こった発端は教育委員会だから、教育委員会でもうだこうだと言っても、これは県庁全体の問題だから、県庁できちんと対応する。11万人という神奈川県民の問題であり、かつ税金の問題や何かいろんな問題が出たら、神奈川県民全体の問題になり得る大きな問題でしょうと。

それを個別に、これはこっちに投げて検討して、これはこっちに投げてと、そういう認識ではいかなるものですかということをお願いしているわけですよ。

教育局長

今、副教育局長からお話し申し上げたのは、個々の部局でこうした問題を取り上げるということではなくて、委員がおっしゃるように、これは教育局だけの問題ではない。各部局に当てはまる、いわゆるサイバー犯罪的な問題ということで、これは私どもも到底想定できなかった、県としても想定できなかった問題がこういうことで出てきていると。これは申し上げれば大変技術的な問題も多うございます。これを教育委員会だけが検討して、それで対処策ができるということは当然あり得ないだろうと。

その中身を技術的にも法制的にも一番承知している部局が、県の横断的な組織をもって検討していくと。それが先ほど来、説明させていただいております県民部とIT部長を持っている総務部が、まずそういう組織の中で個人情報の取扱いということについて、今、既にマニュアル化という検討にも入っておりますし、そういう中に当然教育委員会も、もちろん横断的な組織ですから、入っているわけです。それで、今回こうした事件が起きたことに対して、私どもとしては、私どもで考えられるこの事案の原因、どういうところにあるのかということをお願いして、私どももつづきそういう会議体の中で申し上げ、それを技術的に法制的に今後どう解決していったらいいのかということをお願いして、横断的な組織で検討に入っていると。こういうことでございまして、各部局がそれぞればらばらな検討をしているとい

うことでは決してございません。

今、中心になっていただいているのは、県民部と総務部で、そういう会議体の中で検討していただいている。そういうことでございます。御理解をいただきたいと思います。

此村委員

何かよく分かったような、分からないようなんですけれども、その横断的な組織の名前は何かというんですか。その長はだれがやっているんですか。メンバーはだれが入っているんですか。

教育局長

全庁横断的な会議体ということで情報化推進調整会議、これはIT部長をトップとし、各総務課長が構成員になって会議体での検討を進めていただいているところでございます。

私ども、これまでも教育財務課を中心に再発防止に向けて検討を行ってきたところでございますけれども、委員のお話にもありました教育委員会独自の会議体として、事故、不祥事防止の中で、この問題に特化した会議体を、私をトップに速やかに会議体を開き、今後検討してまいりたいと、このように思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

此村委員

この問題、今まで質問をしてまいりまして、国松委員からも質問がありまして、連日新聞等で報道されているように非常に大きな問題をはらんでいると。

たまたま今回は教育委員会の管轄であるところの高校生の11万人分、これだけでも大変大きな問題でございますが、これは今度、全庁的に言えば、特に県税を納めている県民の情報とか、県の職員の皆さんの情報とかと絡む非常に大きな問題であると、このように思っております。不幸にしてこういった高校生の11万人の皆さんの情報が漏れてしまったということに全力を挙げて取り組むことが、今後、大きな問題をはらんでいる県民の情報漏えいを防止する、そういった対応にもなるだろうというふうに思っております。

そうした意味で、これまでも教育長として様々な対応をしてこられたことは承知はしておりますが、認識の上において、県民レベルから見ればもっと大きな問題なんだということ、是非再認識をしていただきたい。そして、その上で局長をトップに、今後こういった問題が起こらないように防止を含めた既存のこれまでの対応と、それから今後の予防の対応を図る会議体、組織をつくると、こういうことでございますので、是非そこで県民に安心を与えるということ、それから、現在起こっている、いわゆる被害者の皆さんに対しても、被害が起こらないように万全を期す検討をしてもらいたい。

それで、将来絶対起こらないような形での対策もとっていただきたいということ、これは重ねてお話をしておきたいと思っております。あと1点、会議体をつくりますということで、いつつくるんですか。それだけ御答弁を頂きたいと思っております。

企画調整課長

ただいまお話しいただいたところは、県民の方の不安をできるだけ早期に、やはり私どもは払しょくしたいという思いがございますので、早急につくらせていただきたいと思っております。

此村委員

では今後、万全の対策をとられることを期待いたしまして、私の質問を終わります。